

# 2027年国際園芸博覧会におけるGX展開の基本事項検討業務委託 業務説明資料

## 1 総則

### (1) 適用範囲

本仕様書は「2027年国際園芸博覧会におけるGX展開の基本事項検討業務委託」（以下、「本業務」という。）に適用する。

### (2) 準則

本業務の実施にあたっては、本仕様書のほか、横浜市の委託契約約款及び契約規則を遵守すること。

### (3) 件名

2027年国際園芸博覧会におけるGX展開の基本事項検討業務委託

### (4) 履行期限

令和6年3月25日（金）

### (5) 履行場所

旧上瀬谷通信施設

## 2 業務の背景・目的

### (1) 背景

神奈川県横浜市における国際園芸博覧会（以下、「博覧会」という。）は、2027年に旧上瀬谷通信施設において開催することについて、2019年9月に国際園芸家協会（AIPH）から承認され、2022年11月には、博覧会国際事務局（BIE）から国際条約に基づく国際博覧会として認定された。

本博覧会の開催は、持続可能でより良い世界を目指す国際目標であるSDGs達成年の3年前にあたり、日本の自然観や花と緑あふれる暮らし、脱炭素や地球温暖化など人類が直面する課題に対して、グリーントランスフォーメーション（GX）やグリーンイノベーションによる解決策を日本・横浜から世界に示す「新しいグリーン万博」である。

国においては、「GX実現に向けた基本方針」の策定や「水素基本戦略」の改定等がなされ、GX投資の実現、水素社会実現に向けた供給・需要の大規模拠点整備や支援制度等の方針が示された。さらに、令和5年8月31日には、政府による博覧会の「準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」（資料1）において、GX等によりもたらされる社会・暮らしの将来像を提示し、国際社会の共通課題解決の取組を先導することが本博覧会の意義として位置づけられている。

本市においても、「横浜市中期計画」に掲げる戦略「Zero Carbon Yokohamaの実現」を推進することとしており、国の動向とも連動し、本博覧会で「GXショーケース」を展開し、国内外に提示していくことが重要である。

### (2) 目的

博覧会会場全体をGXで支えるとともに、GXに係る様々な企業の新技術提示やライフスタイルの提案等を会場の一部で重点的に見せる「GXショーケース」について、基本的な事項を基本構想としてとりまとめることを目的とする。

### 3 業務内容

#### (1) GX 展開に関する基本事項検討

##### ア 基本構想とりまとめ

横浜市では、2027年国際園芸博覧会の会場内において、10～20haを想定した「GXショーケース」を企業と連携して行うことを検討している。本業務では、どのように会場でショーケースとして展開していくかについて、基本構想をとりまとめる。

基本構想には、下記項目（想定）を盛り込むこととし、最終的な項目は委託者と受託者間で協議の上、決定するものとする。

##### 【基本構想の想定項目】

##### ・GX 展開の意義・理念・テーマ（コンセプト）

GX 展開の意義や出展のコンセプトを検討する。

##### ・空間構成と施設配置の基本方針

予定区域の特性や、博覧会会場計画との関係を整理し、横浜市が行う企業へのヒアリング結果を踏まえて GX 展開の空間構成及び施設配置、必要となるインフラ設備の基本方針を整理し、図面等を作成する。また、横浜市が実施する企業参画に向けたヒアリングの支援業務（資料作成、ヒアリング結果整理等）も行うこととする。

なお、配置予定の各施設については仮設を想定しており、企業が参画して設置するものと、横浜市が主体となって整備する部分があることを想定している。施設配置の検討に際しては、博覧会後に公園として活用されることも見据えることとする。

##### ・展示計画の基本方針

横浜市が主体となって建設する施設内において、出展コンセプトや施設・空間計画を踏まえ、展示全体の手法やターゲットを検討する。関連するワーキンググループ等と連動し、コンテンツに反映する。

##### ・管理運営の基本方針

来場者が安全かつ快適な環境の中で展示を体験できるよう、円滑かつ効率的な管理運営計画の基本方針を検討する。

##### ・行催事の基本的事項

横浜市が主体となって整備する部分において、屋内外の各種展示の効果をより高めるとともに、そのさらなる理解を促すような行催事計画に必要な基本的事項を検討する。博覧会全体で検討される行催事計画や政府出展の基本計画を踏まえたものとする。

##### ・今後の進め方と検討課題

本基本構想のとりまとめ後、基本計画への留意事項や、園芸博閉幕までのスケジュールと概算事業費、課題を整理する。

##### イ パースの作成

- ・博覧会での GX 展開のイメージパースを、5パターン作成する。生成 AI など最先端の描画手法も可とする。

## (2) 報告書の作成

前項までの業務内容を取りまとめ、報告書を作成する。報告書のまとめ方については、委託者の指示に従うこととする。また、委託者の指示に従い報告書の抜粋版についても作成することとする。

なお、作成した原稿やデータ一式（関係資料等を含む）について、Microsoft Office 等の汎用的なものとする。

## (3) 打合せ協議

オンライン含め、初回、中間 10 回、納品時、計 12 回の打ち合わせを行い、打合せ後は議事録を作成する。

## 4 成果品

- (1) 報告書：A 4 判・ドッジファイル製本 3 部
- (2) 報告書及び調査で作成した資料の電子データ（CD-R 又は DVD-R 格納）  
（Microsoft Office により編集可能なデータも併せて格納すること。）
- (3) その他、調査・検討過程の資料で委託者が必要と認めるもの

## 5 参考

### (1) 想定スケジュール

- 令和 5 年度 基本構想とりまとめ
- 令和 6 年度 基本計画、基本設計
- 令和 7 年度 実施設計
- 令和 8 年度 設置、博覧会開催（～令和 9 年度）

### (2) 上位構想、既往計画等

- ア 旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会基本構想案（平成 30 年 3 月）
- イ 2027 年国際園芸博覧会日本国横浜市申請書（令和元年 7 月）
- ウ 国際園芸博覧会検討会報告書（令和 2 年 2 月）
- エ 横浜国際園芸博覧会具体化検討会報告書（令和 3 年 3 月）
- オ 2027 年国際園芸博覧会基本計画（令和 5 年 1 月）

### (3) 関係規則等

- ア AIPH 規則（AIPH Regulations for Category A1 World Horticultural Exhibitions）
- イ コンペティション ガイドライン（Annex VII – Competition Guidelines）
- ウ コンペティション規則 テンプレート（TEMPLATE FOR THE : COMPETITION REGULATIONS FOR INTERNATIONAL COMPETITIONS OF THE INTERNATIONAL HORTICULTURAL EXHIBITIONS）
- エ 過去に開催した並びに近年開催予定の国際園芸博覧会、国際博覧会関係規則
  - ・ General Regulations of the International Horticultural Expo 「Expo 2022 Floriade Almere, The Netherlands」、Special Regulations
  - ・ 大阪・関西万博 一般規則、特別規則
  - ・ その他 国際園芸博覧会、国際博覧会 関係規則等

なお、規則関係の更新に注意すること。

(4) 環境影響評価書

ア 旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 環境影響評価

6 その他

- (1) 業務の実施に関しては、プロポーザルの内容に関わらず、委託者と協議の上、業務実施計画を策定し、業務を実施する組織体制と併せて提出すること。
- (2) 受託者が本業務を実施するにあたり生じた諸事故や第三者に与えた損害等については、受託者が一切の責任を負うとともに、委託者に発生原因及び経過等を速やかに報告し、委託者の指示に従うものとする。
- (3) 受託者は、常に委託者と密接に連携を図り、委託者の意図について熟知のうえ作業に着手し、効率的な業務の実施に努めなければならない。
- (4) 受託者は、本業務の実施にあたり、本市等が発注する他の業務等と関連する内容については、他の業務の受託者等と連携して行うこと。
- (5) 受託者が横浜市に所有する書籍や報告書類等を借り受け、これを紛失又は破損した場合、受託者の責任においてこれを修繕、若しくは補償すること。
- (6) 業務説明資料に定められていない事項や業務内容に疑義を生じた場合、並びに、業務上重要な事項の選定については、あらかじめ委託者と打ち合わせを行い、その指示又は承認を受けること。
- (7) 受託者が、本業務に関して個人情報を取り扱う事務を行う場合には、「個人情報取扱特記事項」を遵守し、業務着手にあたっては、「個人情報取扱特記事項」第12条に基づく研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書を提出することとする。
- (8) 受託者は、この契約に基づき電子計算機処理等の事務を行う場合には、「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守することとする。
- (9) 成果品については、横浜市に帰属するものとする。
- (10) 本業務を通じて知り得た情報について、受託者は守秘義務を負うこととし、委託者の許可なく使用することのないように、適切に管理することとする。